



JASDAQ

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 資 本 政 策 部 部 長 林 田 英 樹
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 5 月 23 日に開示いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

表中の網掛け部分が、訂正箇所になります（下線部分は定款の変更箇所になります。）

（訂正前）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売および加工</u> <u>ならびに美術品の販売</u>	（目的） 第2条 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売、レンタルお</u> <u>よび加工ならびに美術品の販売</u>

（訂正後）

現行定款	変更案
（目的） 第2条 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売および加工</u> <u>ならびに美術品の販売</u>	（目的） 第2条 2. <u>宝石、貴金属の輸出入、販売、レンタルお</u> <u>よび加工ならびに美術品の販売</u>

（訂正前）

現行定款	変更案
（ <u>発行する株式の総数</u> ） 第5条 当社の発行する株式の総数は、7億株とする。	（ <u>発行可能株式総数</u> ） 第5条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

（訂正後）

現行定款	変更案
（ <u>発行する株式の総数</u> ） 第5条 当社の発行する株式の総数は、7億株とする。	（ <u>発行可能株式総数</u> ） 第5条 当社の発行可能株式総数は、7億株とする。

(訂正前)

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第6条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(自己株式の取得) 第6条 当社は、 <u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第6条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>

(訂正前)

現行定款	変更案
(基準日) 第9条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その <u>決算期の定時株主総会</u> において権利を行使すべき株主とする。	(基準日) 第9条 1 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、 <u>その事業年度に関する定時株主総会</u> において権利を行使することができる株主とする。

現行定款	変更案
(基準日) 第9条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その <u>決算期の定時株主総会</u> において権利を行使すべき株主とする。	(基準日) 第9条 1 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、 <u>その事業年度に関する定時株主総会</u> において権利を行使することができる株主とする。

(訂正前)

現行定款	変更案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条</p> <p>2 <u>当社の名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

(訂正後)

現行定款	変更案
<p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第10条</p> <p>2 <u>当社の名義書換代理人および事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、单元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>

(訂正前)

現行定款	変更案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(訂正後)

現行定款	変更案
(新 設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(訂正前)

現行定款	変更案
(決議の方法) 第15条 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。	(決議の方法) 第16条 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(訂正後)

現行定款	変更案
(決議の方法) 第15条 2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。	(決議の方法) 第16条 2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(訂正前)

現行定款	変更案
(議決権の代理行使) 第16条 2 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(訂正後)

現行定款	変更案
(議決権の代理行使) 第 16 条 2 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を、当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第17条 2 株主または前項の代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

(訂正前)

現行定款	変更案
(選任の方法) 第19条 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	(選任方法) 第20条 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(訂正後)

現行定款	変更案
(選任の方法) 第19条 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。	(選任方法) 第20条 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(訂正前)

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第25条 (新 設)	(取締役会の議事録) 第28条 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(訂正後)

現行定款	変更案
(取締役会の議事録) 第25条 (新 設)	(取締役会の議事録) 第28条 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(訂正前)

現行定款	変更案
(選任の方法) 第29条 2 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u>	(選任方法) 第34条 2 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(<u>選任の方法</u>) 第29条 2 監査役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上にあたる株を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u>	(選任方法) 第34条 2 監査役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u>

(訂正前)

現行定款	変更案
(任期) 第30条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第35条 1 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(訂正後)

現行定款	変更案
(任期) 第30条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第35条 1 監査役の任期は、 <u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(訂正前)

現行定款	変更案
(新設)	(<u>会計監査人の責任免除</u>) 第47条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の範囲内において免除することができる。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(新設)	(<u>会計監査人の責任免除</u>) 第47条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の責任を法令の範囲内において免除することができる。</u>

(訂正前)

現行定款	変更案
(営業年度および決算期) 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>	(事業年度) 第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(訂正後)

現行定款	変更案
(営業年度および決算期) 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、 <u>営業年度末日を決算期とする。</u>	(事業年度) 第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(訂正前)

現行定款	変更案
(利益配当金) 第37条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当) 第49条 <u>当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u>

(訂正後)

現行定款	変更案
(利益配当金) 第37条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に支払う。</u>	(剰余金の配当) 第49条 <u>当社は、株主総会の決議により、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行う。</u>

(訂正前)

現行定款	変更案
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。	(中間配当) 第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(訂正後)

現行定款	変更案
(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。	(中間配当) 第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(訂正前)

現行定款	変更案
(配当金の除斥期間) 第39条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(剰余金の配当等の除斥期間) 第51条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(訂正後)

現行定款	変更案
(配当金の除斥期間) 第39条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。	(剰余金の配当等の除斥期間) 第51条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上